

第9期大宜味村高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第9期大宜味村高齢者保健福祉計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、大宜味村の高齢者の状況等を的確に把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果に基づく課題分析を実施し、調査に基づくニーズの把握等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間において、大宜味村が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性を定めるとともに、中長期的な視点に立ち、「地域包括ケアシステム」の強化・充実を図るため、本村の特性に合わせた持続可能な計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の入力・集計及び分析

① アンケート調査票のデータ入力

ア 調査票の配付・回収は村で行い、令和5年9月中旬頃までに回収を予定している。

イ 調査票の回収件数は、900件程度を想定している。

ウ 調査項目は国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本とし、村独自の調査項目を加えている。

② アンケート調査票の結果集計・分析

ア 委託者・受託者協議の上、単純集計・地域別集計・属性集計・クロス集計等、課題抽出に必要な集計を行うとともに、各種要因分析や必要に応じて前回調査との比較検討等を行うこと。

イ 集計結果については、設問ごとに集計を行うこと。その際、他の業務に活用できるようにデータとして集計表にまとめること。

ウ 大設問ごとの集計に対する分析を行い、分析に使用した集計結果についてもグラフ等にて表示し、最終的にどのような地域住民のニーズがあるのか分析を行いまとめること。

(2) 在宅介護実態調査の入力・集計及び分析

① アンケート調査票のデータ入力

ア 調査票の配付・回収は村で行い、令和5年9月中旬頃までに回収を予定している。

イ 調査票の回収件数は、150件程度を想定している。

② アンケート調査票の結果集計・分析

ア 集計結果については、設問ごとに集計を行うこと。その際、他の業務に活用できるよ

うにデータとして集計表にまとめること。

イ 分析に使用した集計結果についてもグラフ等にて表示し、最終的にどのような地域住民のニーズがあるのか分析を行いまとめること。

(3) 現行計画の検証

- ①実績及び進捗状況把握、課題の取りまとめ
- ②人口、被保険者数、要介護認定者数等、各種データの検証・分析

(4) 国・県の動向及び上位・関連計画の調査

- ①国・県の方針・計画策定状況の整理
- ②総合計画者各種関連計画等と本計画との関りを整理

(5) 他自治体の比較や事例研究、各種方策の検討

他自治体の事例等情報収集・資料作成・事業提案を行うこと。

(6) 人口等の推計

- ①総人口及び高齢者人口の推計
- ②被保険者数、要介護認定者数の推計
- ③認知症高齢者数の推計
- ④その他必要な統計情報の推計

(7) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査等の結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえで課題を整理し、重点課題を抽出すること。

(8) 計画作成業務

- ①計画骨子案の作成
基本理念、基本視点、基本目標、施策の体系を明確にし、計画骨子案を作成すること。
- ②計画素案の作成
計画で取り組む事項を検討し、計画素案を作成すること。

(9) 策定委員会等の運営支援

- ①協議内容の検討、資料作成、会議運営に係る提案・助言
- ②会議への参加、説明の支援、議事録の作成（策定委員会：3回程度を予定、地域ケア会議：1回程度を予定）
※上記策定委員会及び地域ケア会議への謝金については、村が支払うものとする。

5 成果物

- ①アンケート調査結果報告書 1部
- ②アンケート調査結果報告書概要版（A4版10ページ程度） 1部
- ③基本計画策定業務報告書 1部
- ④計画書（A4版・表紙カラー印刷、本文モノクロ印刷・100頁程度） 50部
- ⑤概要版（A4版・カラー印刷・8頁程度） 100部
- ⑥上記電子データ一式（CD-R）

6 その他

- （1）業務内容、データ内容その他この契約により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- （2）業務履行の過程において、大宜味村または受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行うこと。
- （3）この業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- （4）成果品にかかる所有権、著作権は大宜味村に帰属するものとする。
- （5）成果品に誤りや不備が発見された場合には、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- （6）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方が適宜供して解決を図るものとする。

